

江差町避難行動要支援者 避難支援計画(全体計画)

江 差 町

平成29年11月
(平成30年10月改訂)

【目次】

第1章 全体計画の概要

- 1. 背景と目的 P 1
- 2. 基本的な考え方
- 3. 計画の構成
- 4. 用語の定義
- 5. 対象とする災害

第2章 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

- 1. 避難行動要支援の対象者 P 7
- 2. 避難行動要支援者名簿に登載する情報
- 3. 避難行動要支援者名簿に登載する情報の入手方法
- 4. 名簿の作成担当部署
- 5. 名簿の更新
- 6. 名簿のバックアップ
- 7. 不同意者への対応

第3章 避難行動要支援者名簿の取扱い

- 1. 避難行動要支援者の名簿情報の提供 P 1 0
- 2. 名簿情報提供に係る意思の確認
- 3. 名簿情報の適正管理

第4章 個別支援計画の作成

- 1. 個別支援計画の考え方 P 1 2
- 2. 個別支援計画の内容

第5章 避難行動要支援者の避難支援

- 1. 避難のための情報伝達 P 1 4
- 2. 安否確認及び避難誘導
- 3. 避難支援等関係者の安全確保
- 4. 地域における避難支援体制
- 5. 関係機関・団体等との連携した支援体制の構築
- 6. 普及・啓発

第6章 避難所等における支援

- 1. 避難生活の支援 P 1 7
- 2. 避難場所から避難所等への引継ぎ方法
- 3. 避難場所・避難所
- 4. 避難行動要支援者への支援

第7章 全体計画の見直し

- 1. 全体計画の見直し P 1 9

第1章 全体計画の概要

1. 背景と目的

江差町では、平成18年3月に国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を基に、「江差町災害時要援護者避難支援計画」が平成20年10月に策定されました。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割を占め、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

このような被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援対策の充実・強化が求められています。

こうした状況を受け、国は平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）を改正するとともに、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面的に改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。この中で、市町村は「当該市町村に居住する避難行動要支援者の把握に努めること」とされ「避難支援等を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成すること」が義務付けられました。

江差町では、この法改正を受けた取り組みとして、平成28年10月に改訂した「江差町地域防災計画」において、避難行動要支援者の支援体制の整備を推進することとし、支援対策について検討を進めてまいりました。

そして、この度、江差町地域防災計画の下位計画として「江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、従来の災害時要援護者避難支援計画の全面的な見直しを行いました。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を基に、江差町における避難行動要支援者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり「自助」「共助」「公助」と連携して避難行動要支援者の避難支援体制を確立し、地域の安全・安心体制の強化を図ることを目的とします。

【主な策定内容・経過】

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」	（平成25年 8月）
「北海道地域防災計画」	（平成26年 3月）
「災害時における高齢者・障害者等の支援対策の手引き」	（平成26年 3月）
「江差町地域防災計画」	（平成28年10月）
「江差町要支援者登録制度実施要綱」	（平成29年 3月）
「江差町地域福祉計画」	（平成29年 3月）

2. 基本的な考え方

災害時に被害の拡大を防ぐためには、公的機関による対応「公助」だけでは限界があり、自分の身の安全は自ら守る「自助」とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の住民が集まり、互いに協力し合いながら防災活動に取り組むこと「共助」が重要となります。

このような「自助」「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした「避難支援体制づくり」を推進していくことが必要となります。

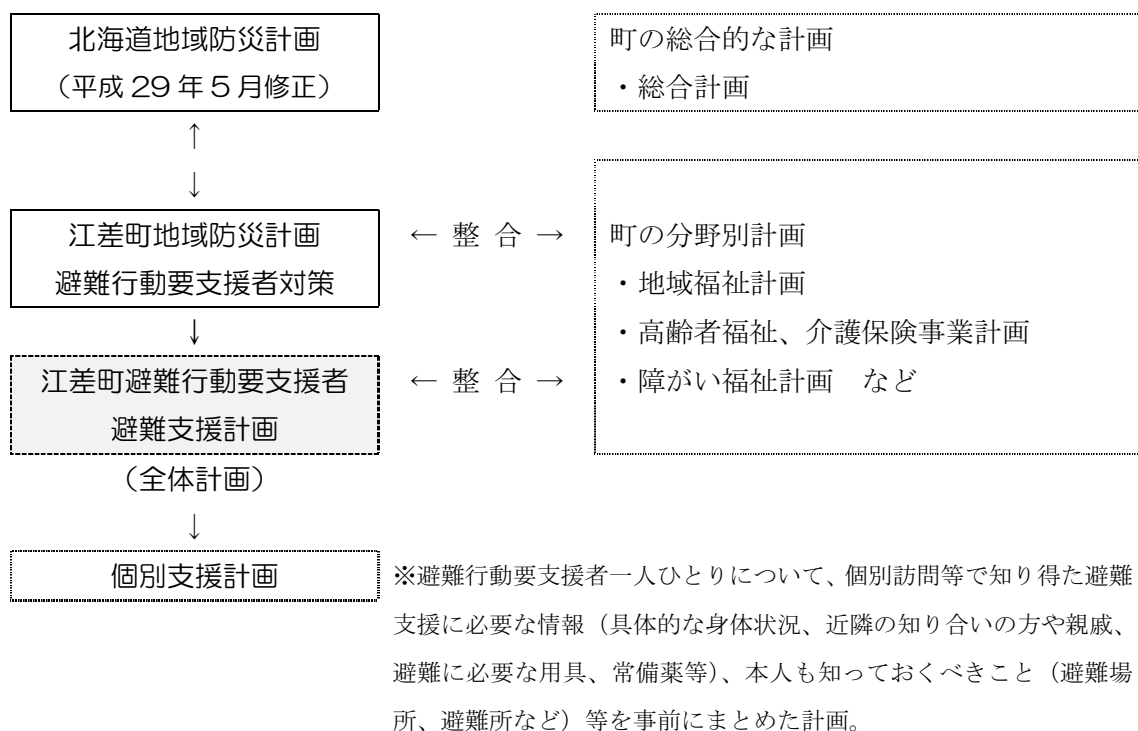
「江差町地域福祉計画」（平成29年3月）第4章 第2節 2 いのちを守る支援の充実

3. 計画の構成

全体計画の基本的な考えに基づき、避難行動要支援者個別の避難支援計画については、避難行動要支援者の同意を得て、別途「個別計画」の策定に努めます。

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）第4

<計画の体系>



* 計画の位置づけ

この計画は、上位計画である「江差町地域防災計画」第4章「予防計画」第12節「避難行動要支援者対策計画」を具体化したものである。

また、この計画は、町の各分野別計画等との連携及び整合性を保つものとします。

4. 用語の定義

1) 要配慮者

災害から自らを守るために、安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する者や被災後の避難所や在宅での避難生活に配慮や支援が必要な方。(P 4 参照)

(災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号)

【高齢者】 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、75 歳以上の高齢者のみの世帯の者

【障害者】 視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部障害、知的障害、精神障害、
難病患者 など

【状況によって配慮が必要となる者】 乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが難しい方又は避難に時間を要する方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。(P 4 参照)

(災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項)

3) 避難支援等

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置。

(災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項)

4) 避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

(災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項)

【災害対策基本法】

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）による改正後の災害対策基本法

【通知】

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について

(平成 25 年 6 月 21 日付け府政防第 559 号・消防災第 246 号・社援総発 0621 第 1 号)

*これまで「災害時要援護者」という用語が定着しているが、災害対策基本法や避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、新たに「要配慮者」「避難行動要支援者」という用語が定義されたため、今回の改定にあわせて本計画から国の用語に統一することとする。

【要配慮者の特徴】

区 分	避難行動の特徴	配慮したい主な事項
ひとり暮らし高齢者等	・体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合がある。	・情報を伝達し、避難・誘導してくる方を確保しておく。
(寝たきり等) 要介護高齢者	・自力で行動することができない。 ・危険情報を発信することが困難である。	・車いす（電動車いすを除く）、ストレッチャー・担架等の移動用具と支援者を確保しておく。（医療機関等との連絡体制を確立）
認知症の方	・自分で危険を判断し、行動することが難しい。 ・危険情報を発信することが困難である。	・避難・誘導してくれる方を確保しておく。（医療機関等との連絡体制を確立）
視覚障害者	・視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では素早い避難行動がとれない。	・音声により周辺の情報を説明する。 ・安全な場所へ誘導してくれる方を確保しておく。
聴覚障害者 言語障害者	・音声による避難・誘導の指示が認識できない。 ・視界外の異変・危険の察知が困難である。 ・自分の身体状況等を伝える音声による会話が困難である。	・文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 ・筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	・装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・自力で行動できず、コミュニケーションが困難なこともある。	・車いす（電動車いすを除く）、ストレッチャー・担架等の移動用具と支援者を確保しておく。 ・医療機器を使用している場合は、薬やケア用品、非常電源を確保しておく。（医療機関等との連絡体制を確立）
内部障害者 難病患者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・常時使用する医療機器や薬、ケア用品を携帯する必要がある。（機器によっては電源、酸素ボンベ等が必要）	・車いす（電動車いすを除く）、ストレッチャー・担架等の移動用具と支援者を確保しておく。 ・薬やケア用品、非常電源を確保しておく。（医療機関等との連絡体制を確立）

区 分	避難行動の特徴	配慮したい主な事項
在宅人工呼吸器使用者 (24時間使用)	・素早い避難行動が困難である。 ・人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。	・車いす(電動車いすを除く)、ストレッチャー・担架等の移動用具と支援者を確保しておく。 ・在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく。 ・薬やケア用品、非常電源を確保しておく。(医療機関等との連絡体制を確立)
知的障害者	・異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい。 ・人に尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手な場合もある。	・安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる方を確保しておく。 ・漢字の読み書きや計算が苦手な場合もある。 ・ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す場合もある。
精神障害者	・発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 ・普段から服用している薬を携帯する必要がある。	・極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び支援者は服薬する情報(薬の名称や服薬のタイミング等)を知っていることが必要である。(医療機関等との連絡体制を確立)
発達障害者	・変化に対する不安や抵抗が強くパニックになる場合もある。 ・困っていることが伝えられない場合もある。 ・危険がわからない場合もある。	・避難所生活になじめない方もいるので、精神的に不安定にならないように対応できる方を確保しておく。
乳幼児(就学前)	・危険を判断し、行動する能力はない。4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	・保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。(自分で自分の身を守る方法を習得)
妊産婦	・行動機能が低下しているが、自分で判断し、行動することはできる。	・避難・誘導してくれる方を確保しておく。
外国人	・日本語での情報を受けたり、伝達することが十分できない方も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	・日本語での情報を受けたり、伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。

5. 対象とする災害

避難支援計画（全体計画）では、災害対策基本法第2条第1項に規定されている「災害」を対象とします。

【災害の定義】

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいいます。

第2章 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

1. 避難行動要支援の対象者

避難行動要支援の対象者は、要配慮者のうち自ら避難することが困難なため、特に支援が必要とする次の方とします。ただし、介護施設等に入所されている方や長期入院されている方については、支援者が明確であることから対象外とします。

- 1) 要介護3から5までの認定を受けている方
- 2) 身体障害者手帳（聴覚・内部障害）1級の交付を受けている方
- 3) 身体障害者手帳（視覚・上肢・下肢・体幹）1級から2級までの交付を受けている方
- 4) 療育手帳A判定の交付を受けている方
- 5) 精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 6) その他災害時等の支援を希望する方で、町長が必要と認める方
（乳幼児・妊産婦、家庭用緊急通報機器設置者等）

（通知IV災害予防5避難行動要支援者名簿（2）名簿の作成①名簿の作成 ア 名簿登載対象者）

「江差町地域防災計画」第4章 第12節 2 避難行動要支援者への対策（2）

2. 避難行動要支援者名簿に登載する事項

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や、安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や、身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要となります。

また、災害発生時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要となります。

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所又は居所
- オ. 電話番号その他連絡先
- カ. 避難支援等を必要とする事由
- キ. 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
（生命を維持するために必要な機器利用の有無等）

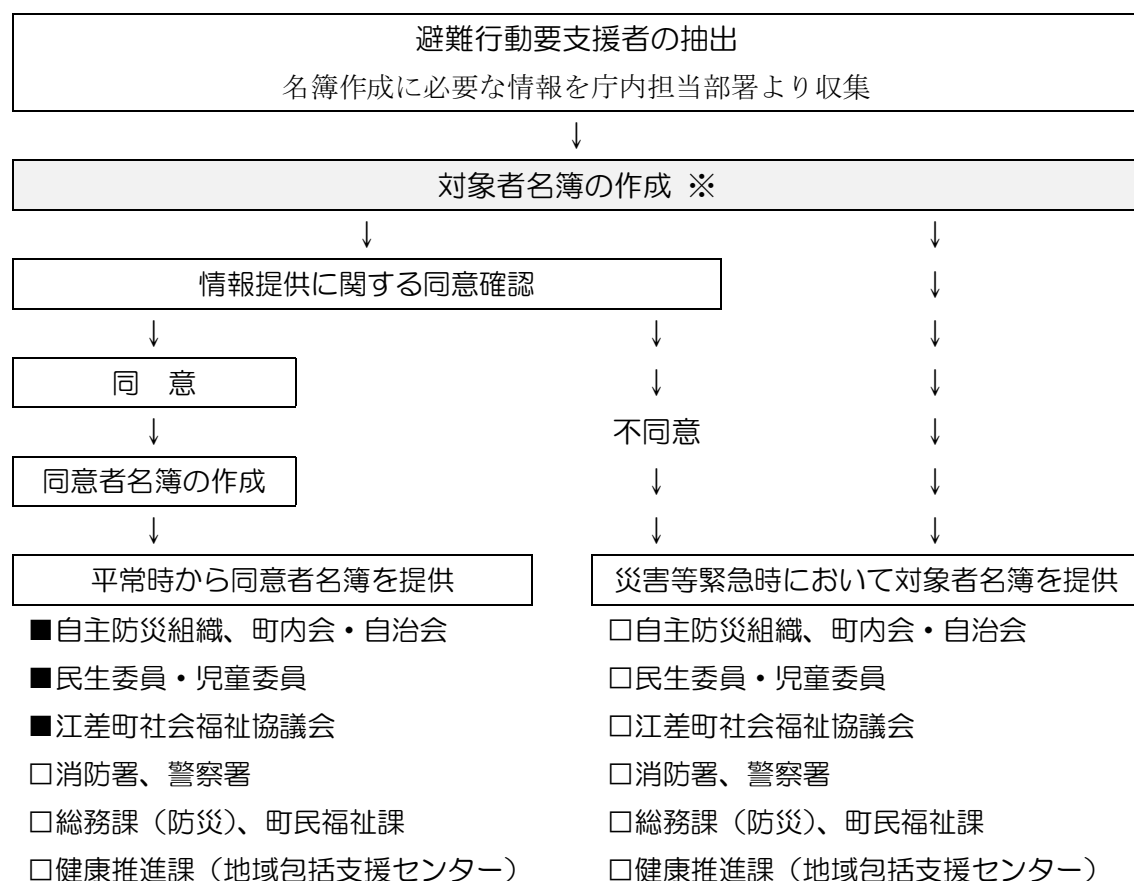
「江差町地域防災計画」第4章 第12節 2 避難行動要支援者への対策（3）

3. 避難行動要支援者名簿に登載する情報の入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、町の関係部署が把握している要介護高齢者や障害者等の情報や関係部署が北海道知事から取得する情報及び自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者から収集した情報を集約して作成します。

対象者	情報の担当部署
高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯）	高齢あんしん課
要介護認定者	高齢あんしん課
障がい者（身体、知的、精神）	町民福祉課
その他災害時等の支援を希望する者で、町長が必要と認める者 （乳幼児・妊産婦、家庭用緊急通報機器設置者等）	高齢あんしん課 健康推進課

【避難行動要支援者名簿の作成・提供の流れ】



※災害発生時（発生のおそれがある場合）には、必要な限度で、不同意者を含む名簿（対象者名簿）を避難支援等関係者に提供。

（注）東日本大震災では、多くの民生委員・児童委員や消防団員等が避難支援の活動中に犠牲となり、この教訓を踏まえ、町は避難支援等関係者に対して、自身や家族等の安全を確保した上で、避難行動要支援者への安否確認・避難支援等の支援を行うことの周知に努める。

4. 名簿の作成担当部署

法第8条第2項第15号に規定する要配慮者については、高齢あんしん課、町民福祉課及び健康推進課において把握することとし、避難行動要支援者名簿は、高齢あんしん課（高齢者支援係）が作成するものとします。

5. 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、避難行動要支援者の情報は最新に保つことが求められます。

災害時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、町は名簿情報の更新を必要に応じて行うものとします。

6. 名簿のバックアップ

災害の規模等によっては、行政機能が著しく低下した場合であっても、避難行動要支援者の名簿を活用することが可能となるよう、町は、クラウド方式でのデータ管理など避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築に努めます。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも情報を管理する体制を整備します。

7. 不同意者への対応

不同意者（同意確認で同意しなかった方）については、避難行動要支援者名簿に不同意の旨を記載し、町が管理します。

不同意者を含む避難行動要支援者名簿については、通常は非開示情報として扱いますが、甚大な災害時などの緊急事態には、防災関連機関などに町が開示するものとします。

【災害発生時の情報提供について】

災害発生時には、災害対策基本法第49条の11第3項及び江差町個人情報保護条例第9条第1項第3号「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急、かつ、やむを得ない必要があると認められるとき」に該当する場合、町は保有している避難行動要支援者に関する情報を安否確認・避難誘導・救助救出・救急援護などの必要に応じて、防災関連機関などに開示するものとします。

第3章 避難行動要支援者名簿の取扱い

1. 避難行動要支援者の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

町は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意が得られた者の名簿情報を、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から避難支援等関係者に提供します。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、本人の同意に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者へ名簿情報を提供することができます。

2. 名簿情報提供に係る意思の確認

関係部署で保有する要配慮者情報により「避難行動要支援者名簿」を作成します。

(災害対策基本法第49条の10)



避難行動要支援者に対して、名簿登載と同時に「避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供」することについて、郵送により同意を確認します。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠ける場合にあっては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとします。

また、同意の意思については、変更の申し出がない限り、名簿更新時に自動継続するものとします。

3. 名簿情報の適正管理

(1) 平常時の名簿情報の提供先及び情報管理者は、次のとおりとします。

名簿情報の提供先	名簿管理責任者
江差消防署（江差町消防団含む）	消防署長
函館方面江差警察署	警察署長
自主防災組織、町内会・自治会	町内会長・自治会長
民生委員・児童委員	地域（地区）担当者
江差町社会福祉協議会	事務局長

「江差町地域防災計画」第4章 第12節 2 避難行動要支援者への対策（4）②

- (2) 町は、避難行動要支援者名簿を提供する際に、守秘義務を確保し、各地域での個人情報取扱いに関する規約等の整備を推進し、個人情報保護の徹底を図ります。
- (3) 町は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等に対する信頼性を確保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑に行うものとするため、名簿情報の適正な管理に努めます。
- (4) 名簿情報の提供を受けた者は、当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- (5) 名簿情報の提供を受けた者は、避難者支援等の用に供する目的以外の目的のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外に提供してはならないものとします。
- (6) 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはなりません。(名簿の提供を受けなくなった後も、同様とします。)
- (7) 避難支援等関係者は、町から名簿情報の提供を受ける必要がなくなったときは、速やかに町へ名簿情報を返却するものとします。

第4章 個別支援計画の作成

1. 個別支援計画の考え方

個別支援計画は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として作成するものです。

個別支援計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）と直接話し合いのもとに、避難行動要支援者の状況を可能な範囲で個別支援計画に記載します。

2. 個別支援計画の内容

個別支援計画は、避難行動要支援者の一人ひとりに対して、支援体制や避難時に必要な情報などを記載したものです。

作成した個別支援計画を原則として年1回、可能な範囲で更新します。

3. 避難計画の作成

高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう「避難計画」の作成に努めます。

「江差町地域防災計画」第4章 第11節 9 避難計画の作成

個別支援計画（案）

（江差町）

住 所			
氏 名		性 別	
電話番号		携帯番号	
生年月日			
名簿登載 事由区分			
支援のために必要な事項			
障害の状況 歩行の状況 服薬の状況 そ の 他			
支援にあたっての留意事項			
緊急時家族などの連絡先			
氏 名	住 所	電話番号	
避難場所	（指定緊急避難場所 26 ヶ所）※ 洪水・土砂・地震・津波		
避 難 所 （施設）	（指定避難所 49 ヶ所）※ 洪水・土砂・地震・津波		
作 成 日	年 月 日		

※災害種別ごとに「避難場所」「避難所（施設）」が異なります

第5章 避難行動要支援者の避難支援

1. 避難のための情報伝達

避難行動要支援者の避難には、比較的時間を要することを踏まえ、町は、避難勧告・避難指示（緊急）に先立ち、地域防災計画に基づき避難準備・高齢者等避難開始情報を発令することとしており、避難行動要支援者は速やかに避難行動を開始するとともに、避難支援等関係者は避難支援等を開始することとなります。

町は、災害情報及び避難情報を発信する場合は、避難行動要支援者に対し迅速かつ的確に必要な情報が伝達されるよう、次のいずれかの方法で行うものとします。

- ア．広報車による伝達
- イ．電話による伝達
- ウ．住民組織等を通じた広報

「江差町地域防災計画」第4章 第12節 2 避難行動要支援者への対策（8）

2. 避難誘導体制の構築

高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の誘導に当たっては、町内会や自治会、自主防災組織等の協力を得ることとします。

3. 安否確認及び避難誘導

避難支援等関係者は、個別支援計画に基づき、あらかじめ定めた手順により、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を実施します。

その際、避難行動要支援者名簿に記載がある者で「平常時」における名簿情報の提供に同意を得られていない避難行動要支援者や個別支援計画が作成されていない避難行動要支援者、被災による負傷等が原因で自ら避難することが困難となる者等に対しても、可能な限り安否確認や避難誘導を行います。

4. 避難支援等関係者の安全確保

自主防災組織、町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会等が行う避難支援は、あくまでも地域の助け合い「共助」の活動であり、避難支援等関係者の身体の安全が最大限確保されたものでなければなりません。

避難支援等関係者が、担当の避難行動要支援者を支援できなかったとしても、何ら責任を問われるものではありません。

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を最優先に、地域の実情や災害の状況等に応じて可能な範囲で避難支援等を実施するものとします。

また、避難行動要支援者とその家族には、避難支援等は地域住民による善意の活動であることを理解しておいていただく必要があるため、町は、十分な説明の機会をもって理解を得るよう努めるものとします。

5. 地域における避難支援体制

地域では、自主防災活動を通じて避難支援等関係者として参加協力することができる多くの地域住民を確保するとともに、車いすや担架など避難支援に必要な機材等も準備しておくなど、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援できる仕組みや体制を整える必要があります。

災害から身を守るためには、何よりもまず、町民一人ひとりが日頃から災害に備え、災害時に適切な対応と行動をとること（**自助**）が大切となります。

次に、被害の状況に応じて、救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所をはじめとした地域における初動の取組（**共助**）が求められます。

一方で、大規模災害時には、行政機関による救援体制（**公助**）が整うまでに時間を要することも想定されます。

町は、自助の啓発や共助の体制づくりの支援について取り組み、災害時の自助・共助・公助の連携を図ります。

【災害への準備】

（自助）

災害時に町民一人ひとりが自分の身を守ることができるよう、平常時から準備や心構えをしておきます。

（家具の転倒防止・避難路の確認・非常持出品の準備等）

（共助）

近所の交流や避難訓練などを通じて、地域の防災体制を構築しておきます。

災害時には、できる範囲で要配慮者やケガをしている方などの避難を支援します。

大規模災害時には、特に自助・共助・公助がそれぞれの役割を分担・集中して力を発揮していくよう取り組みます。

（公助）

避難行動要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行う。

災害時には、役場、消防、警察などにより救助活動や支援物資の提供などを行う。

6. 関係機関・団体等との連携した支援体制の構築

災害発生時には、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会等の団体等に加え、ケアマネジャー（介護支援専門員）等の福祉サービス提供者や障害者支援団体等の福祉関係者等とも協力して避難行動要支援者の支援にあたる必要があります。

このため、町は、関係機関や団体等との間で、災害時における応援協定を結ぶなど、相互の連携を促進し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

* 見守り活動と支援ネットワーク

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と「避難支援等関係者」との信頼関係が不可欠であることから、防災活動だけではなく“声かけ”や“見守り活動”等、地域における各種活動との連携を「平常時」から深めることが重要となります。

こうした日常的な働きかけについては、見守りの仕組みと有効に連動させていく必要があります。

在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、日頃から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくり（日頃の備え）を進め、地域住民の協力関係を構築することが重要となります。

自主防災組織、町内会・自治会は、避難支援等の検証を行うことを目的として「平常時」から避難支援等の課題を整理・分析し、課題を解消することが望まれます。

7. 普及・啓発

災害時に避難行動要支援者の安否確認・避難支援が迅速かつ円滑に行われるためには、避難行動要支援者本人・家族・地域住民の一人ひとりが、災害時における「自助・共助」の重要性に関する確認を深め、日頃から災害に備えた準備・行動を行うことが重要となります。

町では、避難行動要支援者・家族・地域住民に対して知識の向上、防災意識の普及・啓発に努めます。

第6章 避難所等における支援

1. 避難生活の支援

避難行動要支援者の介護等は、原則、家族が行うものとしますが、避難所等において介護の支援を要請された場合は、特別な配慮が必要であることを他の避難者に示したうえで適切に対応するものとします。

特に避難行動要支援者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となります。

一般の避難者に対しては、避難行動要支援者の優先支援の理解を得られるよう努めるものとします。

2. 避難場所から避難所等への引継ぎ方法

町から避難情報が発令された場合、避難行動要支援者の避難場所は、基本的に「地域防災計画」に基づいて町が指定する緊急避難場所等になります。

しかし、災害発生直後、身の安全を確保するために緊急一時的に避難した先は、必ずしもその後の避難生活に適した場所とは限らないため、避難が長期に渡る場合は、町が指定する避難所等に避難することとなります。

避難先の移動については、原則、地域住民等の協力を得ながら避難行動要支援者本人又はその家族が行うものとしますが、町は、移動困難者については必要に応じて搬送車両を確保し、避難者の円滑な搬送に努めるものとします。

また、避難行動要支援者へ必要な配慮を行えるよう、情報を引き継ぐことを基本とし、その情報を適切に管理し、避難行動要支援者への支援活動に活用するものとします。

3. 避難場所・避難所

（１）指定緊急避難場所

災害が差し迫った状況や発生時において、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる公園・グラウンド等をいいます。

「江差町地域防災計画」第４章 第１１節 １ 避難場所・避難所（１）

（２）指定避難所

被害を受けた方または被害を受ける恐れのある方を一定期間収容し滞在させる学校・公民館等をいいます。

「江差町地域防災計画」第４章 第１１節 １ 避難場所・避難所（２）

（３）福祉避難所

避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難所をいいます。

「江差町地域防災計画」第４章 第１１節 １ 避難場所・避難所（３）

4. 避難行動要支援者への支援

避難所へ移動しない在宅の避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者及び町は、連携・協力して定期的に声かけを行うなど、安否を確認するとともに、心理的に孤立しないよう配慮するものとし、必要に応じて救援物資や食料を配布するものとします。

第7章 全体計画の見直し

1. 全体計画の見直し

町は、防災避難訓練等の実施により発見された課題等について検証し、必要に応じて本計画等を柔軟に見直すこととし、より円滑な避難行動要支援者の支援が図られるよう努めるものとします。

2. 行政の役割

大規模な災害が発生した際、行政は「災害対策本部」を設置し、防災関係機関などと連携して全町的な災害対応を行うこととなりますので、要配慮者一人ひとりへの迅速な対応は困難であることが予想されます。

災害の規模によっては、行政自体にも大きな被害が生じることも想定されます。

そのため行政は、災害時に地域が主体となって要配慮者の避難支援が行われるよう、日ごろから支援母体の取組みの促進や、支援母体と関係団体との連携の支援、避難環境の整備などを関係部局と連携しながら総合的に進めていくことが求められています。

【計画の名称について】

従来の「江差町災害時要援護者避難支援計画」は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき、災害時要援護者の避難支援についての全体的な考え方をまとめた計画です。

今回の改訂において、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴う「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）に基づき見直しをするとともに計画の名称は、災害時要援護者の用語の見直しに合わせて「江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」と変更します。

江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

発行／江差町役場

高齢あんしん課（高齢者支援係） 52-6726

総務課（防災生活係） 52-6711

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1